二(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　百五十六号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市大和町剣字久保野一八〇九番七から同市大和町剣字久保野一八五八番一まで	前	一七・八六～二〇・四七メートル	一〇・一五九キロメートル
	後	一七・二二～二〇・四一メートル	一〇・一五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十九日

その関係図面は、平成二十二年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市大和町剣字久保野一八〇九番七から同市大和町剣字久保野一八五八番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月二十九日

○中国地方整備局告示第百七十八号

次の道路に共同溝を建設するので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第五条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二号	広島市中区江波東二丁目五二〇番三から同市中区江波西二丁目一二六三番まで

○北海道開発局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十九日

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　五号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡ニセコ町字西富二二四番二から同町字西富二二五番一まで	前	二五・〇〇～五二・五〇メートル	〇・四二一キロメートル
	後	二六・〇〇～七四・〇〇メートル	〇・四二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　四十号及び二百三十二号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ三八六八番一地内	前	六二・〇七～八二・八九メートル	〇・二〇四キロメートル
	後	七四・七五～八六・五〇メートル	〇・二〇四キロメートル
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ六九二六番三から同町字上サロベツ六九二七番四まで	前	六五・〇〇～九八・四六メートル	一・〇一六キロメートル
	後	六五・〇〇～一〇〇・〇五メートル	一・〇一六キロメートル

北海道天塩郡豊富町字下エベコロベツ四八〇二番一から稚内市大字抜海村字上勇知二四二八番一まで

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字抜海村字上ユーチ原野六〇一番一地内	前	三一・九六～五七・〇〇メートル	三六・九三～八〇・〇〇キロメートル
	後	五三・七五～六〇・九四メートル	五六・三〇～七三・二五キロメートル
稚内市大字抜海村字上ユーチ原野一五九八番一から同市大字抜海村字上ユーチ原野一六〇四番一まで	前	五五・三六～七六・〇〇メートル	八一・〇三～八一・〇三キロメートル
	後	七六・〇〇～メートル	八一・〇三～九一キロメートル
稚内市大字抜海村字サラキトオマナイ原野一八六九番二から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一六四八番一まで	前	三四・七二～四四・八〇メートル	四〇・六七～五九・六九キロメートル
	後	四四・八〇～メートル	五九・六九～三四三キロメートル
稚内市大字声問村字サラキトマナイ原野八〇三九番から同市大字声問村字サラキトマナイ原野八〇四八番まで	前	三七・六〇～四八・八〇メートル	五五・三〇～六九・九八キロメートル
	後	メートル	六九・八九八キロメートル
稚内市大字声問村字サラキトマナイ原野八〇五一番から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野四〇五二番五まで	前	四一・七一～四七・九一メートル	六七・〇〇～七三・二九キロメートル
	後	メートル	〇〇・二八〇キロメートル
稚内市大字声問村字サラキトオマナイ原野一〇九三番四から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一〇九三番一三まで	前	五八・三七～六三・五〇メートル	六八・八九～六八・九一キロメートル
	後	メートル	〇〇・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二百七十五号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
江別市篠津四〇一番四から同市篠津五四六番五まで	前	二五・四五～三五・九七メートル	一・二五〇キロメートル
	後	三五・九九～六九・九七メートル	一・二五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　四百五十二号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三笠市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署四〇三林班ハ小班から同市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三〇二林班ほ小班まで	前	A　一一・〇〇～四五・八〇メートル	〇・五七六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　一一・〇〇～四五・八〇メートル　一三・五〇～六三・〇〇メートル	〇・五七六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十九日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	札幌市東区北三三条東一丁目七五三番八一から同市東区北三三条東一丁目七五三番八六地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十一月二十九日